

II. 各論

27

1. 居宅介護支援・介護予防支援

改定事項と概要

(1) 独居高齢者加算及び認知症加算の基本報酬への包括化

- 認知症加算及び独居高齢者加算について、加算による評価でなく、基本報酬への包括化により評価する。

(2) 正当な理由のない特定事業所へのサービスの偏りに対する対応強化

- 正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りが90%を超える場合の減算の適用について、適用要件の明確化を図り、減算の適用割合を現状よりも引き下げるとともに、対象サービスの範囲について限定を外す。

(3) 質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進

- 質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価を推進するため、特定事業所加算について、人員配置要件の強化や人材育成に関する協力体制を整備している場合を算定要件に追加する。一方、中重度者の利用者が占める割合については、実態に即して緩和する。

(4) 新しい総合事業の導入に伴う基本報酬の見直し

- 介護予防支援について、新しい総合事業の導入に伴い、介護予防サービス計画には、指定事業所により提供されるサービスと、多様な主体により多様なサービス形態で提供される新総合事業のサービスを位置付けることを踏まえ、基本報酬において適正に評価する。

(5) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携（運営基準事項）

- 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求める。

(6) 地域ケア会議における関係者間の情報共有（運営基準事項）

- 今般の制度改正で介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

28

1. 居宅介護支援・介護予防支援（1） 独居高齢者加算及び認知症加算の基本報酬への包括化

概要

- ・ 認知症加算及び独居高齢者加算については、個人の心身の状況や家族の状況等に応じたケアマネジメントの提供であり、介護支援専門員の基本の業務であることを踏まえ、加算による評価ではなく、基本報酬への包括化により評価する。

点数の新旧

居宅介護支援費（Ⅰ） 要介護1・2 1,005点 要介護3・4・5 1,306点	➔	居宅介護支援費（Ⅰ） 要介護1・2 1,042点 要介護3・4・5 1,353点
居宅介護支援費（Ⅱ） 要介護1・2 502点 要介護3・4・5 653点		居宅介護支援費（Ⅱ） 要介護1・2 521点 要介護3・4・5 677点
居宅介護支援費（Ⅲ） 要介護1・2 301点 要介護3・4・5 392点		居宅介護支援費（Ⅲ） 要介護1・2 313点 要介護3・4・5 406点

算定要件

- ・ 基本報酬へ包括化

29

1. 居宅介護支援・介護予防支援(2)-1 正当な理由のない特定事業所へサービスの偏りに対する対応強化

概要

- ・ ケアマネジメントの質を確保する観点から、正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りの割合が90%を超える場合には減算の適用とされているが、公平・中立性を更に推進するため、適用要件の明確化を図りつつ、減算の適用割合を現状よりも引き下げるとともに、対象サービスの範囲については、限定を外す。

点数の新旧

特定事業所集中減算：－200単位



変更なし

算定要件

- ・ 正当な理由なく、特定の事業所の割合が80%を超える場合に減算する。（旧要件の適用割合：90%超）
- ・ 対象サービスの範囲については、限定を外す。（旧要件の対象サービス：訪問介護、通所介護、福祉用具貸与）

※居宅介護支援の給付管理の対象となるサービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）

30

1. 居宅介護支援・介護予防支援(2)-②正当な理由のない特定事業所へサービスの偏りに対する対応強化

特定事業所集中減算における正当な理由の範囲（案）

※下線が今回の修正の部分

正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所の割合が80%を超える場合に減算。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である場合等、80%を超えることについて以下の通り正当な理由がある場合を除く。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合
紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。
(例) 訪問看護事業所として4事業所、通所リハビリテーション事業所として4事業所が所在する地域の場合は、紹介率最高法人である訪問看護事業者、通所リハビリテーション事業者それぞれに対して、減算は適用されない。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の一月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の一月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が一月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
(例) 訪問看護が位置付けられた計画件数が一月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が一月当たり平均20件の場合
紹介率最高法人である訪問看護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- ⑥ その他正当な理由と都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が認めた場合

31

1. 居宅介護支援・介護予防支援(3)-1 質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進

概要

- ・ 質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価を推進するため、特定事業所加算について、主任介護支援専門員などの人員配置要件を強化する。また、法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成に関する協力体制を整備している場合を算定要件に追加する。
- ・ 当該加算の算定要件のうち、中重度者の利用者が占める割合については、実態に即して緩和する。

点数の新旧

特定事業所加算(Ⅰ) 500単位
特定事業所加算(Ⅱ) 300単位

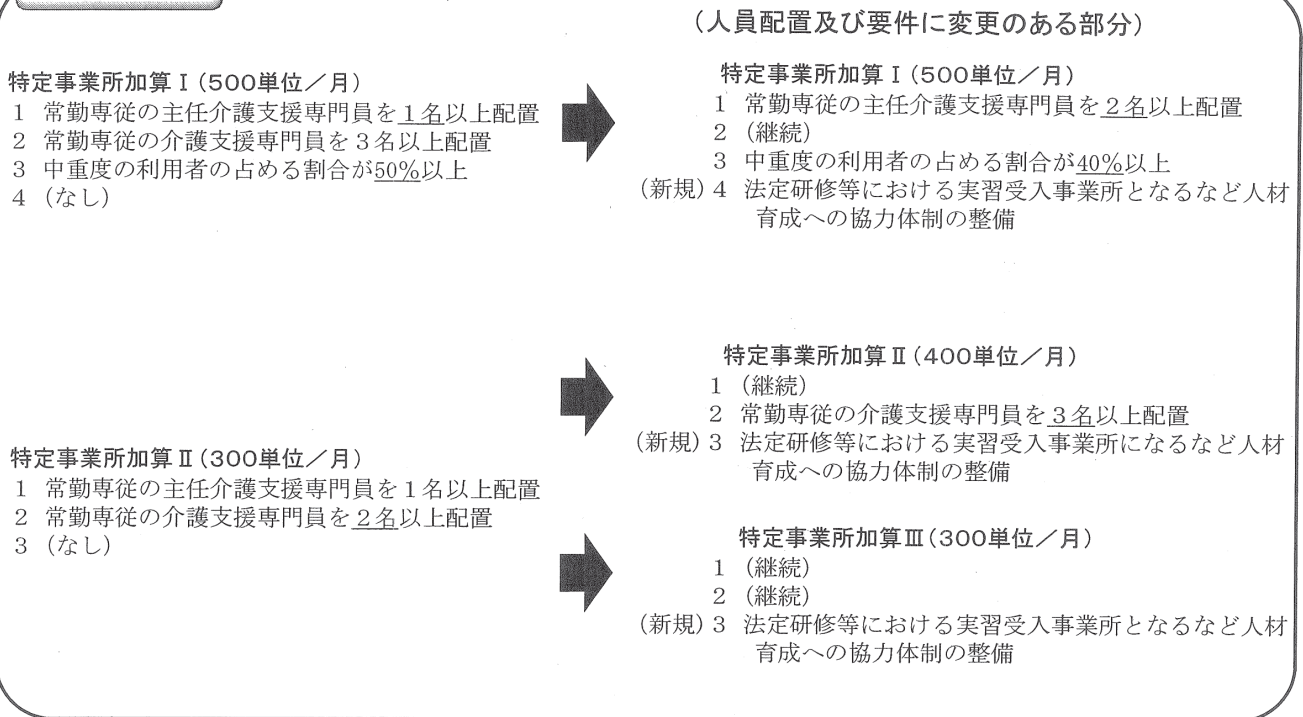


特定事業所加算(Ⅰ) 500単位
特定事業所加算(Ⅱ) 400単位
特定事業所加算(Ⅲ) 300単位

32

1. 居宅介護支援・介護予防支援（3） - 2 質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進

算定要件



33

1. 居宅介護支援・介護予防支援（4）新しい総合事業の導入に伴う基本報酬の見直し

概要

- ・ 介護予防支援について、新しい総合事業の導入に伴い、介護予防サービス計画には、指定事業所により提供されるサービスと、多様な主体により多様なサービス形態で提供される新総合事業のサービスを位置づけることを踏まえ、基本報酬において適正に評価する。

点数の新旧

介護予防支援費 414点



介護予防支援費 430点

34

1. 居宅介護支援・介護予防支援（5）居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

概要

- ・ 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員等は、居宅サービス計画等に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。

基準の新旧

(なし)



(新規)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
第13条

12 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第二十四条第一項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるものとする。

35

1. 居宅介護支援・介護予防支援（6）地域ケア会議における関係者間の情報共有

概要

- ・ 今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

基準の新旧

(なし)



(新規)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
第13条

27 指定居宅介護支援事業者は、法第一百五十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

36

1. 居宅介護支援・介護予防支援 [報酬のイメージ (1月あたり)]

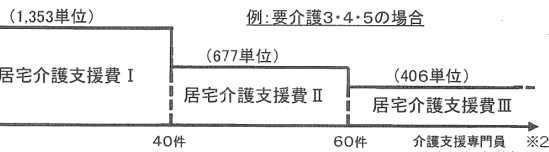
居宅介護支援

居宅介護支援費

要介護者が居宅サービス等を適切に利用することができるように作成する居宅サービス計画費

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費Ⅰ	1,042単位/月	1,353単位/月
居宅介護支援費Ⅱ	521単位/月	677単位/月
居宅介護支援費Ⅲ	313単位/月	406単位/月

報酬体系は通減制 ※1



※1 介護支援専門員(常勤換算)1人当たり40件を超えた場合、超過部分のみに通減制(40件以上60件未満の部分は居宅介護支援費Ⅱ、60件以上の部分は居宅介護支援費Ⅲ)を適用

※2 取扱件数には介護予防支援受託者数を2分の1とした件数を含む

医療との連携、労力を要するケアマネジメントや事業所の体制に対する加算・減算

入院、入所時の病院等との連携
病院等に対する情報提供方法
・訪問 : 200単位
・その他 : 100単位

退院、退所時の病院等との連携
(300単位)

ケアマネジメント等の質の高い事業所への評価
(Ⅰ: 500単位
Ⅱ: 400単位
Ⅲ: 300単位)

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価
(300単位)

小規模多機能型居宅介護移行時の小規模多機能型居宅介護事業所との連携
(300単位)

利用者の状態の急変等に伴い利用者宅で行われるカンファレンスへの参加
(200単位)

看護小規模多機能型居宅介護移行時の看護小規模多機能型居宅事業所との連携
(300単位)

サービス担当者会議や定期的な利用者の居宅訪問未実施等

・ -50%
・ 算定しない(2ヶ月以上継続)

居宅サービス等について、特定の事業所の割合が80%を超える場合
(-200単位)

介護予防支援

介護予防支援費

要支援者が介護予防サービス等を適切に利用することができるように作成する介護予防サービス計画費

介護予防支援費 430単位/月

事業所との連携や労力を要するケアマネジメントに対する加算

小規模多機能型居宅介護事業所との連携
(300単位)

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価
(300単位)

※ 今回の報酬改定で見直しのある項目

37

1. 居宅介護支援・介護予防支援 [基準等]

居宅介護支援

必要となる人員・設備等

居宅介護支援事業所において、居宅介護支援を提供するために必要な人員は次のとおり。

管理者	常勤の介護支援専門員を配置 ※介護支援専門員の職務と兼務可能
介護支援専門員	利用者35人に対し1人を配置

介護予防支援

必要となる人員・設備等

介護予防支援事業所において、介護予防支援を提供するために必要な人員は次のとおり。

管理者	常勤の者を配置
担当職員	1人以上を配置 ※保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかの要件を満たす者

38

1 1. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

改定事項と概要

(1) 複数の福祉用具を貸与する場合の価格の適正化

- 福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

(2) 福祉用具専門相談員の資質の向上（運営基準事項）

- 福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。

143

1 1. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 (1) 複数の福祉用具を貸与する場合の価格の適正化

概要

- ・ 福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

点数の新旧

変更なし

算定要件

- ・ 減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具を対象とすることができることとする。
- ・ 指定福祉用具貸与事業者は、既に届け出ている福祉用具の利用料に加えて、減額の対象とする場合の利用料を設定することとする。

144

1 1. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 (2) 福祉用具専門相談員の資質の向上

概要

- 福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。

基準の新旧

(なし)



(新規)

福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

その他

- 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものである。

145

1 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

改定事項と概要

(1) 訪問看護サービスの提供体制の見直し

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部を、他の訪問看護事業所に行わせることを可能とする。(運営基準事項)

(2) 通所サービス利用時の減算の改善

- 通所介護等の利用日における定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の減算率を緩和する。

(3) オペレーターの配置基準等の緩和

- 夜間から早朝まで(午後6時から午前8時まで)の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲として、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。また、複数の事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態の規定を緩和する。(運営基準事項)

(4) 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化

- 介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。(運営基準事項)

(5) 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直し

- 集合住宅におけるサービス提供について、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者へのサービスの提供に係る評価の適正化を図る。

(6) 総合マネジメント体制強化加算の創設

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備について評価を行う。当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

146

8. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

① 複数の福祉用具を貸与する際の価格の運用方法について

複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを平成27年4月から可能とすることとしたところである。本取り扱い、複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、利用者に対する福祉用具貸与が適切な利用料によってなされることを目的とするものである。

本取り扱いに関する詳細は通知にてお知らせするので、管下の指定福祉用具貸与事業者及び居宅介護支援事業者等に周知いただきたい。また、各指定権者におかれては、指定福祉用具貸与事業者より新たな利用料（料金表等）が提出された場合、指定事業者に関する要領等の規定に則りご対応をお願いしたい。

別冊資料(介護報酬改定)【報酬告示に関する通知案】P819

② 福祉用具貸与の価格情報の公表について

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額となるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、平成21年8月国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知において福祉用具貸与価格に関する項目を表示することを可能としたところであり、663保険者（平成24年度）において取り組んでいただいている。

また、公益財団法人テクノエイド協会がホームページで提供しているTAIS（※）では、福祉用具貸与の利用料に関して、全国的な平均価格と最頻価格を掲載している。これは介護給付費通知と併せた給付の適正化の取り組みとして、利用者の家族や介護支援専門員等、国民に広く福祉用具貸与の利用料の実態について情報提供することを目的としている。

各都道府県におかれては、これらシステムの一層の活用をお願いするとともに、価格の適正化に係る施策の推進をお願いする。

※TAIS：「Technical Aids Information System」の略

福祉用具情報システム(TAIS)は、国内の福祉用具メーカー又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具」に関する情報を収集し、当該協会のホームページを通じて、情報発信するシステム

TAISホームページ：<http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml>

(2) 福祉用具専門相談員の範囲について

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第397号)により、平成27年4月より福祉用具専門相談員の要件から養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとしており、「福祉用具専門相談員について」の一部改正について(平成26年12月12日老振発第1212第1号厚生労働省老健局振興課長通知)により通知しているところである。

なお、施行(平成27年4月1日)の際、現に養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)である者については、平成28年3月31日までの間においては従前の例によることとしているので、福祉用具貸与(販売)事業者の指定権者におかれては、福祉用具貸与(販売)事業者はその旨周知徹底を図られるようお願いしたい。

(3) 福祉用具等の保険給付の対象について

福祉用具や住宅改修の新たな種目等の見直し等については、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会等において議論を行った結果、以下の内容について平成27年4月1日から新たに保険給付の対象とするので、ご留意いただきたい。なお、本取り扱いに関する詳細は通知にてお知らせするので、福祉用具貸与事業者等へ周知いただきたい。

別冊資料(介護報酬改定)【報酬告示に関する通知案】P915

① 保険給付の対象となる福祉用具等の追加

サービスの種類	追加する内容
福祉用具貸与	「車いす」に「介助用電動車いす」を加える
特定福祉用具販売	「腰掛便座」に「水洗ポータブルトイレ」を加える
住宅改修	「洋式便器等への便器の取り替え」に「便器の位置・向きの変更」を加える

② 複合的機能を有する福祉用具について

給付の対象とならない複合的機能を有する福祉用具はこれまで給付対象外としてきたところであるが、通信機能を有する認知症老人徘徊感知機器について、給付対象となる福祉用具と給付対象外の通信機能部分が分離できる場合に限り、通信費用は自己負担として当該認知症老人徘徊感知機器を給付の対象とする。ただし、認知症老人徘徊感知機器本体の貸与価格に通信機能の価格を転嫁する等の行為は認められない。

また、認知症老人徘徊関知機器は、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報することで、その後の対応を支援するものである。従って、民間事業者等へ通報し、それに応じたサービスを提供するシステムに利用される複合機能については対象としていないところである。

(4) 福祉用具の安全性及び利便性の確保について

福祉用具の安全性・利便性を確保する取組として、平成21年度から、福祉用具臨床的評価事業を創設し、利用者が使用する場面（臨床）での客観的指標に基づく安全性・操作性に関する評価を行っているところである。

認証された福祉用具の情報は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されているので参考とされたい。

(参考) 福祉用具臨床的評価事業 (テクノエイド協会ホームページ)

<http://www.techno-aids.or.jp/gap/index.php>

また、これまでの取り組みに加えて、介護現場において福祉用具の安全な利用・導入を推進するために、ヒヤリハットの事例分析、結果の公表を行う予定であるのでご活用いただきたい。

さらに、消費者庁において公表された福祉用具に関する重大事故については、これまでも各都道府県、市町村等に対して情報提供をしているところである。今後も引き続き当該情報について関係施設等に対して周知いただき、福祉用具の安全な利用の推進にご配慮いただくようお願いする。

(5) 介護ロボットの実用化・普及の促進について

介護ロボットについては、要介護高齢者の増加など介護ニーズがますます増大する中で、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に資する観点から、また、新たな成長産業としても期待されている。「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、介護ロボットの急速な普及拡大を図る「ロボット介護機器開発5ヵ年計画」を掲げ、それに先立ち平成24年11月には今後重点的に開発等の支援を行う分野を経済産業省と連携して定めたとあるところである。(別紙資料8-1) これらを受けて、経済産業省においては、平成25年度からロボット介護機器開発・導入促進事業として、機器開発を行っている企業に対して支援を行っており、厚生労働省では福祉用具・介護ロボット実用化支援事業により高齢者や介護現場の具体的なニーズに応える介護ロボットの実用化のための環境整備を図っている。(別紙資料8-2)

また、「日本再興戦略」改定2014(平成26年6月24日閣議決定)で掲げた「ロボット革命実現会議」では「ロボット新戦略」(平成27年1月23日)(※)を策定

し、介護分野において介護ロボットを活用した2020年に目指すべき姿や、その目標達成に向けた施策等をまとめている。そのうち、主な施策については以下のとおりである。

※ロボット新戦略：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/robot/>

① 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業（別紙資料8-2）

本事業では、介護ロボットの開発や活用方法等に関する相談窓口を設置し、介護現場や開発企業等からの疑問や質問に対し、相談対応を行っている。機器導入を予定している施設や機器開発中の企業に対して、適宜活用いただくよう周知をお願いしたい。また、より実用性の高い介護ロボットが開発されることを目的に、開発の早い段階からニーズとシーズのマッチングを図る場として、重点分野の介護ロボットを中心に介護現場において試作機器を用いたモニター調査を実施しており、より質の高いモニター調査を行えるよう、当調査にご協力いただける施設等を募集しているので管下の介護施設等に対する周知をお願いしたい。

（参考）福祉用具・介護ロボット実用化支援事業（テクノエイド協会HP）
<http://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyo.shtml>

② 介護ロボット導入支援事業（別紙資料8-3）

新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効である。一方、これらの介護ロボットは市場化されて間もない状況にあるものが多く、価格も高額である。このため、その普及促進策として、地域医療介護総合確保基金のメニューに本事業を設け、介護ロボットの導入を支援することにより介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般の介護事業所による取り組みの参考となるよう先駆的な取り組みについて支援を行うこととしている。

本事業の対象となる介護ロボットは、介護施設等での移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り支援、入浴支援において利用することで効率化や負担軽減などの効果があるものとし、導入のための補助額は1機器につき10万円を予定している。その際、介護施設等においては、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の策定や導入効果の報告等を要件とする予定である。

本事業の積極的な活用により、介護従事者の負担軽減に資する取り組みを推進していただくようお願いしたい。

③ 保険給付の対象となる福祉用具の検討について

福祉用具貸与等の保険給付の対象を見直す場合には、これまで3年に1度、保険者や製造事業者等からの意見・要望を受け付け、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において議論を行ってきたところである。

近年、新たな技術を活用した介護ロボットなどの福祉用具が多く開発されていることを踏まえ、開発企業の機器開発の状況等に適宜対応できるよう、介護保険の給付対象に関する要望の受付や、新たな種目の追加を検討する「介護保険福祉用具評価検討会」等を必要に応じて随時行うこととする。詳細については追って通知する予定であるのでご承知いただきたい。

(6) 住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、住宅改修を行う事業者の技術・施行水準のバラツキなどが指摘されてきたところである。平成26年度の老人保健健康増進事業「介護保険における住宅改修研修のあり方に関する調査研究」における成果として、住宅改修の質の向上のための住宅改修研修テキストを公表することとしているので、各保険者におかれては、受領委任払い制度の事業者登録の際に、本テキストを用いて研修を行うなどの取り組みにご活用いただきたい。

○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
<p>第一 福祉用具</p> <p>1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(1) 車いす</p> <p>貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>① 自走用標準型車いす</p> <p>日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。)をいう。</p> <p>ただし、<u>座位変換型を含む、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途(要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの)の自走用車いすは除かれる。</u></p> <p>② 普通型電動車いす</p> <p>日本工業規格(JIS)T9203-1987に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、<u>方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるものいずれも含まれる。</u>ただし、<u>各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。</u></p> <p>なお、<u>電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるもの</u>にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は②に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</p> <p>③ 介助用標準型車いす</p> <p>日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち、介助用に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。)をいう。</p>	<p>第一 福祉用具</p> <p>1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(1) 車いす</p> <p>貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>① 自走用標準型車いす</p> <p>日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。)をいう。</p> <p>また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。</p> <p>② 普通型電動車いす</p> <p>日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。</p> <p>なお、<u>自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は②に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</u></p> <p>③ 介助用標準型車いす</p> <p>日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタの</p>
<p>ただし、<u>座位変換型を含む、浴用型及び特殊型は除かれる。</u></p>	<p>ものを含む。)をいう。</p> <p>また、<u>日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。)をいう。</u></p>
<p>(2)~(4) (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1) 腰掛便座</p> <p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>3 複合的機能を有する福祉用具について</p> <p>二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p>	<p>(2)~(4) (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1) 腰掛便座</p> <p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含む、居室において利用可能であるものに限る。)。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>3 複合的機能を有する福祉用具について</p> <p>二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。但し、<u>当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するものうち、認知症老人徘徊検知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。</u></p>
<p>第二 住宅改修</p> <p>厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。</p> <p>ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれ</p>	<p>第二 住宅改修</p> <p>厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替え、<u>既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。</u></p> <p>ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれ</p>

る。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合これらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) (略)

る。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合これらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) (略)

(案)

老振第〇〇〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

都道府県 介護保険主管部(局)長 殿
各 指定都市 中核市

厚生労働省老健局長 振興課長
(公 印 省 略)

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

第119回社会保険審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにし、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。本取り扱いは、複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することと、適切な利用料によって利用者に対する福祉用具貸与がなされることを目的とするものである。

その運用方法については、下記のとおりとするので、各都道府県におかれては、管下の指定福祉用具貸与事業者及び居宅介護支援事業所等に同知いただくと共に、事業者指定事務の取り扱いについてご配慮願いたい。

記

1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方
複数の福祉用具を貸与する場合は、同一の利用者に二つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば一つの契約により二つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず二つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者が実情に応じて規定することとなる。
2. 減額の対象となる福祉用具の範囲
減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具を対象とすることができることとする。
例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。
①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3. 減額する際の利用料の設定方法
指定福祉用具貸与事業者は、既に届け出ている福祉用具の利用料(以下、「単品利用料」という。)に加えて、減額の対象とする場合の利用料(以下、「減額利用料」という。)を設定することとする。また、一つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じた複数の減額利用料を設定することも可能である。
従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者は、予め事業所内のシステム等において一つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。
なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットについては総額のみによる減額利用料を設定することなく、個々の福祉用具に減額利用料を設定すること。

4. 減額の規定の整備
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)(以下、「指定基準」という。)等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。
指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者は利用料等の運営規定を定めることとされ、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に即した手続きが必要となる。
5. 減額利用料の算定等
月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、従前の例によることとする。
6. 利用者への説明
月の途中において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ることとする。
7. 居宅介護支援事業所等への連絡
本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業者が必要な情報を共有することとする。
8. その他留意事項
減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアクセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。